

豊川市上下水道事業経営審議会設置条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に関する事項について審議するため、豊川市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 上下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (2) 水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道、公共下水道又は農業集落排水施設の使用者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに、審議会の会議（以下「会議」という）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者、市職員その他関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。